

増悪時の取扱いについて

- 特定疾患の治療の結果、
 - ① 疾患特異的治療が必要ない
 - ② 臨床所見が認定基準を満たさず、著しい制限を受けることなく就労等を含む日常生活を営むことが可能である、
 - ③ 治療を要する臓器合併症がないのすべてを1年以上満たした者は、医療費の交付負担を受けられないが、「軽快者」として「特定疾患登録者証」が発行される。

- 「特定疾患登録者証」は、特定疾患の患者であることを証明し、症状が悪化した際の申請手続きの円滑化・簡略化を図る等のために発行されるもの。
- 「特定疾患登録者証」により、次のような取り扱いを受けることができる。
 - ・ 医師に症状が悪化したと確認され、都道府県に公費負担の対象と認定された場合には、症状の悪化が確認された日にさかのぼって公費負担の対象となる。
 - ・ ホームヘルプサービスの利用申請など、特定疾患の患者であることを伝える必要がある場合に活用できる。

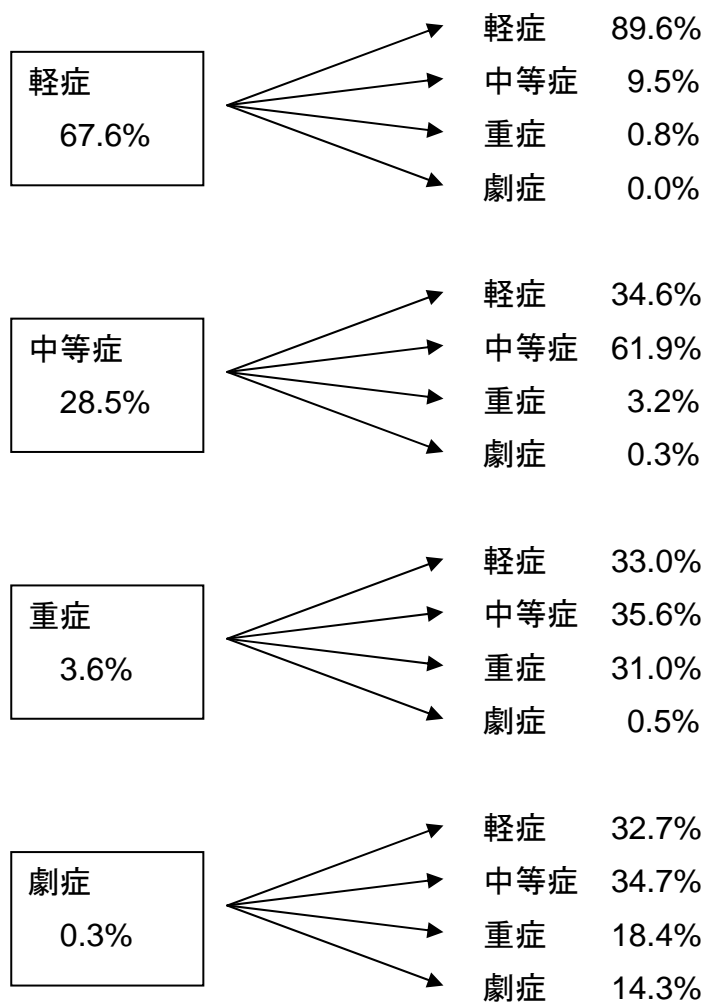
- 今回の特定疾患の対象範囲の見直しの結果、医療費の公費負担の受給者が、軽症であるために医療費の公費負担を受けられなくなる場合には、「軽快者」と同様に「特定疾患登録者証」を発行することが考えられる。
- これにより、増悪した場合には、症状の悪化が確認された日にさかのぼって、医療費の公費負担を受けることが可能となる。

(参考)

潰瘍性大腸炎患者の重症度の変化について

平成16年の重症度

平成17年の重症度



※平成16年、平成17年のデータがいずれも WISH システムに入力された者について、「特定疾患の疫学に関する研究班」が分析したもの